

2010年3月11日

民主党男女共同参画推進会議

議長 小宮山 洋子様

NGOヒアリングに際し 第3次男女共同参画基本計画策定に向けての要望書

北京 J A C 共同代表 清水 澄子
橋本ヒロ子
船橋 邦子

(連絡先：文京区本郷 2-40-13 本郷コーポレイション 705

FAX 03-5689-6823)

(ホームページ：<http://pekinjac.or.tv/>)

貴党におかれましては、日本の政治の在り方、制度への変革に向けてのご努力、さらに誠実かつ真摯に国民の声に責任をもって応答されている姿勢に心から敬意を表し、我が国の男女共同参画政策が今後前進することに大きな期待を寄せています。

北京 JAC(世界女性会議ロビイング・ネットワーク)は、1995年、国連第4回世界女性会議(北京世界女性会議)に参加したNGOの関係者を中心に、この会議で採択された「行動綱領」の実施をめざして結成されました。政府・自治体・議員・政党などへのロビイングと政策提言を中心に活動しています。「北京 JAC」は英語では Japan Accountability Caucus for the Beijing Conference と表記し、政策作成・立案のための説明を求め、NGOの立場で政策を提案していくコーカスです。全国ネットワークのNGOとして、現在10の地域コーカス(主要なグループ)があり各地で活動を展開しています。

今年は北京会議15周年を迎えます。昨年は、国連女性差別撤廃条約委員会が日本政府の第6次レポートに対して、日本における性差別解消の進まない現状の改善を求める勧告がありましたことをご承知の通りです。この勧告、女性差別撤廃条約及び「北京行動綱領」に基づき、今年度予定されています第3次男女共同参画基本計画策定に向けて、以下の点を強く要望いたします。

なお、ここでは要約したものとなっていますために、別紙の要望書本文をご参照いただければ幸いです。

要望事項

- 1、先ごろ公表された基本問題・計画専門調査会「男女共同参画基本計画の考え方(案)」(以下「考え方(案)」)には男女共同参画局の機能についての言及がないことを危惧します。(同案 p. 33)。ナショナル・マシーナリーとしての男女共同参画局については、男女共同参画政策実施の調整・監視機能の強化、及び予算・人員配置の拡充を要望します。
- 2、第1次基本計画において記載されていた「無償労働(アンペイド・ワーク)」の調査研究は第2

次基本計画においては削除されましたが、性差別に深く関わる無償労働について明記することを要望します（要望書本文 p. 3～p. 4）。

3、ジェンダーは、CEDAW(国連女性差別撤廃委員会)の最終見解 30 において求められている固定的性別役割意識をなくすための重要な概念です。第 2 次基本計画において「社会的性別」と限定した定義について、「考え方（案）」では何らふれられていません。本来の意味である「社会的・文化的に形成される性別」と再定義し、誤解を招くジェンダーフリーの説明の削除を要望します。

（本文 p. 4）

4、第 2 次計画においてリプロダクティブ・ヘルス・ライツは解説にとどまり、「考え方（案）」においても、「生涯を通じた健康を支援」との関連でひとことふれられているに過ぎません。

具体的計画の中にこれを位置づけることを要望します(本文 p.7～p.8)

5、「生活困難」では問題の焦点が拡散することを危惧します。国際基準にそって「貧困」の語を使用することを要望します（本文 p.2～p.3）。

6、審議会・政治領域への参画拡大については、「考え方（案）」を後退させないこと、選挙制度と女性の政治参画に及ぼす影響の調査研究、調査結果の施策への活用を要望します。

（本文 p.3）

（その他、主として以下の点について要望書本文ではあげています）

7、個人単位の年金制度の確立（本文 p.4）。

8、ジェンダー統計の充実(本文 p.4)。

9、公正で性に中立な税制・社会保障制度への転換

10、男女及び正規と非正規の雇用均等のために法改正・立法化（労基法 4 条に同一価値労働同一賃金の明文化。客観的で性中立的な職務評価の制度の確立。その他）。

11、非正規労働者及び再就職のためのセーフティネットの充実。

12、フリーターの定義から既婚女性を除外しないこと。

13、ワーク・ライフ・バランスの実現。

14、国際基準の遵守—女性差別撤廃条約の選択議定書批准など（以上、本文 p.5）。

15、介護などのケア労働の正規雇用、人間らしい働き方のできる環境整備。そのためのサービスや労働条件の調査実施（本文 p.6）。

16、DV被害者の対象拡大—デートDVも含む、学校教育における予防教育の義務化、保護命令発令の日数短縮—緊急保護命令導入、子どもへの支援、民間支援機関への財政支援など（以上、DV防止法第 3 次改正に向けて）（本文 p.6）

17、強姦罪等、性暴力関連現行諸規定の見直し。性暴力被害者支援のためのワンストップ・サービス機関の設置、など（本文 p.7）。

18、メディアにおける女性の人権の尊重。CEDAW 最終見解 30、36 の実施（本文 p.8～p.9）。

19、CEDAW 最終見解 30 のあらゆる教育機関における男女共同参画の研修（本文 p.9）。

20、マイノリティ女性に対する諸施策の新たな項目を設けること（本文 p.10）。

以上

民主党への要望

1、民主党内の男女共同参画推進、とりわけ党の重要政策決定の場である執行部内の積極的差別是正措置を取ることを要望します。

現在、民主党執行部に女性が皆無であるという状況は、貴党の男女共同参画政策に対する認識度を象徴しているとも取られかねません。男女共同参画社会基本法には「男女共同参画社会の推進は21世紀の最重要課題」とあります。政権与党としての見識と実践を示されることを要望します。

2、男女共同参画局は、今までどおり内閣府に置いて、ナショナル・マシーナリーとして、その横断的・総合的政策推進の機能がより一層発揮されることを要望します。

3、保育政策に関連して

①2009年12月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済政策」にある「新保育制度(案)」は、小泉構造改革路線に幼保一体化が加わったものとして提示されています。さらに2010年には基本的方向を固め、2011年には法案提出するとのことですが、新政権がめざす保育政策の基本的認識や実施のプロセスに関して、女性団体や保育問題の専門家、現場の関係者、当事者の意見を反映する場の設置を要望します。

②幼保一元化と一体化の違いは何か。保育という福祉機能と幼児教育の機能の一体化について、その理念と将来像を示し、それに対して当事者を含めた市民の参加による政策づくりの場を要望します。

③待機児童解消政策では、保育所数の絶対的不足を解消するために増設計画を要望します。

以上